東京地裁平成三年(行ウ)第二五二号、五・二・四判決

判決

原 告 灰孝小野田レミコン株式会社

被 告 中央労働委員会

被告補助参加人 全日本運輸一般労働組合関西地区生コン支部

(主文)

- 一 原告の請求を棄却する。
- 二 訴訟費用は原告の負担とする。

(事実及び理由)

第一 請求

被告が中労委平成二年(不再)第一号事件について平成三年一一月六日付けでした命令のうち主文第一項前段を除く部分を取り消す。

第二 事案の概要

本件は、被告補助参加人が原告を被申立人として申し立てた滋労委平成元年(不)第一号不当労働行為救済申立事件につき滋賀県地方労働委員会が発した別紙(一)の命令(以下、「初審命令」という。)に対する原告からの再審査申立て(中労委平成二年(不再)第一号事件)を受けた被告が発した別紙(二)の命令(以下、「本件命令」という。)につき、原告が請求記載の取消しを求めた事案である。

当事者間に争いがない事実は次のとおりである。

一 当事者等

- 1 原告は、建築材料の製造販売等を目的とする資本金四〇〇〇万円の株式会社であり、肩書地に本社を置き、滋賀県下に大津工場及び栗東工場の二工場を有し、従業員数は、本件初審審問終結(平成元年一〇月二七日)当時七一人(本社三人、大津工場四六人、栗東工場二二人)であった。
- 2 被告補助参加人は、セメント・生コン産業及び運輸一般産業で働く労働者で組織された全日本運輸一般労働組合の組合員のうち、関西地区で働く労働者で構成されており、その組合員数は、本件初審審問終結当時約一一〇〇人であった。

被告補助参加人は、原告大津工場内に下部組織として灰孝小野田レミコン大津分会(以下、「被告補助参加人大津分会」という。)を結成しており、同分会員は、本件命令発令当時原告大津工場で稼働するX1及びX2の二人であった。

二 他の労働組合の存在

- 1 原告には、被告補助参加人以外に、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン 支部(以下、同労働組合も同支部も「連帯労組」と略称する。)と連合交通労連関 西地方総支部生コン産業労働組合灰孝小野田レミコン支部(以下、同労働組合も同 支部も「連合産労」と略称する。)が存在する。
- 2 連帯労組は、大津工場に灰孝小野田レミコン大津分会を、栗東工場に灰孝小野田 レミコン栗東分会を結成しており、その組合員数は、本件初審審問終結当時大津分 会が一四人、栗東分会が四人であった。
- 3 連合産労の組合員数は、本件初審審問終結当時大津工場に九人、栗東工場に一人 であった。

- 三 他の労働組合に対する組合事務所の貸与
 - 1 原告は、被告補助参加人以外の労働組合に対し組合事務所を貸与した。 すなわち、
 - (一) 連帯労組大津分会に対しては大津工場内西側入口付近に、同労組栗東分会に対しては栗東工場内に、それぞれ組合事務所を貸与していた。
 - (二) 連合産労に対しては、大津工場内と栗東工場内とにそれぞれ組合事務所を貸与していた。
 - 2 これらの貸与の経緯は、次のとおりである。
 - (一) 昭和五五年六月三日、全日本運輸一般労働組合関西地区生コン支部灰孝小野田 レミコン大津分会が原告の従業員二五人で結成され、同分会は、原告に組合事務 所等の貸与を要求した。原告は、同月一二日の団体交渉でその貸与を約す協定を 締結し、大津工場内西側入口付近に組合事務所を新築して同年八月一日からこれ を貸与した。

昭和五八年一〇月、同分会のX1を除く二〇人の組合員らによって運輸一般関西地区生コン支部労働組合(以下、「運輸一般労組」という。)灰孝小野田レミコン大津分会が結成された。被告補助参加人と運輸一般労組とは、それぞれが全日本運輸一般労働組合関西地区生コン支部の正当な継承者であると主張していたが、右大津工場内の組合事務所は運輸一般労組が使用するようになった。

昭和五九年一一月二〇日、運輸一般労組は連帯労組と、運輸一般労組大津分会は連帯労組大津分会と改称した。

昭和六一年九月、栗東工場の従業員四人によって連帯労組栗東分会が結成され、同労組は、原告に対し、同工場内においても組合事務所を貸与するよう要求した。これに対し、原告は、大津工場内に貸与している組合事務所のみで足りると主張して、右要求を一旦は拒否したものの、同労組が強く要求したため、昭和六二年一月の団体交渉の結果、同労組に対し、同年二月から、栗東工場内にも組合事務所を貸与した。

(二) 昭和五五年六月、滋賀同盟灰孝小野田レミコン労働組合(以下、「同盟労組」という。)が原告の従業員によって結成され、同労組は、原告に対し組合事務所等の貸与を要求した。原告は、団体交渉を経て、間もなく大津工場内の倉庫を一部改装してこれを同労組に貸与した。

昭和五六年六月、同労組が同盟交通労連関西地方総支部生コン産業労働組合灰 孝小野田レミコン支部(以下、「同盟産労」という。)と改称したが、右組合事 務所は引き続き同産労に貸与された。

昭和五七年三月、同産労は、栗東工場に勤務する組合員が一五人おり組合役員が同工場から選出されているから大津工場の組合事務所だけでは不便であるとして、原告に対し、栗東工場内においても組合事務所を貸与するよう要求した。これに対し、原告は、団体交渉を経て、同年八月、栗東工場内に組合事務所を貸与した。

昭和六〇年ころから栗東工場に勤務する同産労の組合員が順次脱退した結果、 昭和六一年九月には同工場の同組合員が一人になり、原告は、同産労に対して、 同月一一日、栗東工場の組合事務所の返還を求め、同月二八日に団体交渉をしたが、返還させるには至らなかった。

昭和六二年一一月一五日、同盟交通労連関西地方総支部生コン産業労働組合が 連合交通労連関西地方総支部生コン産業労働組合と名称変更したことに伴い、同 盟産労は連合産労と改称した。

- 四 被告補助参加人の原告に対する組合事務所貸与要求の経緯等
 - 1 前記のように昭和五八年一○月ころ以降、運輸一般労組組合員と被告補助参加人組合員のX1とは、双方ともが全日本運輸一般労働組合関西地区生コン支部の正当な継承者であると主張して争っていたが、その後、個別に原告との団体交渉を行うようになった。昭和五九年二月二七日、被告補助参加人は、原告に対し、運輸一般労組が使用していた組合事務所等を原告の責任で取り返してほしい旨の文書を提出し、これに対し、原告は、あくまで労・労間の問題であるから当事者間で解決するよう回答した。
 - 2 その後、被告補助参加人は、新たに組合事務所の貸与を求めることに方針を変更し、昭和六三年四月一一日、原告にその旨の要求書を提出した。同月一九日に団体交渉が開催され、原告側はY1運輸部長が対応し、被告補助参加人の組合事務所貸与要求に対し、一人組合には貸与できない、また、金も場所もないとして貸与を拒否し、交渉は物別れに終わった。同年六月二七日にも、同様の団体交渉が行われたが、結果は同様であった。被告補助参加人は、その後、再度、組合事務所の貸与を申し入れ、同年七月二一日にも団体交渉が行われたが、原告は、右申入れを拒否した。さらに、被告補助参加人は、同月三〇日、原告に対し、組合事務所の貸与を求める書面を提出したが、原告は、これに対して回答しなかった。
 - 3 同年八月一日、原告の従業員であり、非組合員であったX2が被告補助参加人大津分会に加入し、同分会員は二人になった。そこで、被告補助参加人は、同月二二日、団体交渉要求書等とともに、同人の加入通知書を原告に提出した。すると、原告は、右加入通知書のみを原告の掲示板に貼り出した。従来は、組合員の加入脱退につき、原告に文書で通知しても、それが掲示板に貼り出されることはなかったため、翌二三日、被告補助参加人は、原告に対し、右加入通知書の掲示に関する質問状等を提出した、翌二四日に行われた団体交渉の席上、Y1部長は、右加入通知書は労使慣行に疎いY2労務部長が貼り出した、また、組合事務所の貸与は拒否する旨回答した。その後、組合事務所の貸与問題に関しては、同年九月二六日、同年一〇月一四日、同年一一月二日、同年一二月九日にそれぞれ行われた団体交渉においても、原告の態度は変わらなかった。この間、原告は、組合事務所貸与を拒否する理由として場所がないという理由を示したので、被告補助参加人が更衣室、卓球室、倉庫等の場所を指摘したが、原告は、いずれも拒否した。また、原告は、他組合に対する組合事務所貸与に関する協定書があるのであれば見せてほしいという被告補助参加人の要求に対して、現在、協定はなく、これから締結していく旨回答した。
- 五 組合掲示板等の便宜供与に関する各組合間の格差等
 - 1 原告は、他組合には組合掲示板をも貸与していた。 右各貸与の経緯は、次のとおりである。

- 原告は、全日本運輸一般労働組合関西地区生コン支部灰孝小野田レミコン大津 分会に対し、その結成直後である昭和五五年六月、同分会の組合掲示板貸与の要 求に応じてこれを同工場内に貸与し、また、同盟労組に対しても、その結成後間 もなく、組合掲示板を大津、栗東各工場内に貸与した。
- □ 全日本運輸一般労働組合関西地区生コン支部灰孝小野田レミコン大津分会として使用していた大津工場内の組合掲示板については、組合事務所と同様、昭和五八年一○月以降、運輸一般労組大津分会が使用するようになった。そして、昭和六一年九月に栗東工場に連帯労組栗東分会が結成されると、原告は、その要求に基づき、栗東工場にも組合掲示板を貸与した。
- 2 原告は、被告補助参加人に対し、当初は組合掲示板の貸与を拒否し、その後、本 件初審命令後これを貸与したが、その経緯の概要は、次のとおりである。

昭和六三年四月以降、被告補助参加人は、原告に対し、組合事務所とともに組合掲示板の貸与を要求していたが、原告は、当初は、組合掲示板についても一人組合には貸与できないと回答していた。しかし、同年八月にX2が補助参加人組合員になった後、同年九月以降、組合掲示板については貸与する方向で検討中であると回答するようになり、同年一〇月一四日の団体交渉において、原告は、組合掲示板貸与の条件として掲示の前に掲示文書について原告の許可を受けるべき旨の組合掲示板に関する協定書案を提示し、その後の団体交渉においても右許可制については譲らなかったが、その後曲折を経て、組合掲示板貸与を命ずる初審命令後である平成二年二月二六日、被告補助参加人との間で「組合掲示板に関する協定書」を締結して同年四月一八日に組合掲示板を設置した。

他方、連帯労組及び連合産労に対しても、原告は、平成元年四月一四日、被告補助参加人に示したのと同様の内容の前記協定書案を提示し、同年七月二〇日、連合産労は、これについての団体交渉を経ることなく、そのままの内容で受け入れて協定に調印した。

- 3 なお、原告は、大津工場の連帯労組及び連合産労の組合事務所には、郵便ポスト及び電話機を設置し、また、各電話の基本料金及び通話料金を負担していた。右のうち、連帯労組の各組合事務所に設置してある電話機については、平成元年一一月一六日、通話料金が異常に高額となったことを理由に使用を中止させる措置をとった。
- 4 また、昭和六三年の年末一時金について、原告は、「昭和六三年度年末一時金に関する協定書」の案を作成し、連合産労及び非組合員は、これを受け入れて同年一二月一五日に一時金の支給を受けた。しかし、被告補助参加人は、同月九日の団体交渉の席上、一時金交渉を合意するための資料提供を求めたが、そのまま放置され、その後、右協定書案中、年次有給休暇を欠格控除項目とする点を違法行為であるとして抗議し、その後、原告は、労働基準監督署の指導を経て、平成元年三月三〇日付け協定書において右控除項目から年次有給休暇を削除することを認め、その一時金の支払をした。
- 六 連合産労栗東事務所の返還と同大津事務所の返還協定
 - 1 原告は、平成元年四月二六日の連合産労との団体交渉の席上、栗東工場の同組合

員が一人になったという理由で組合事務所の返還を求め、これに対し、連合産労は、 検討する時間を与えてほしいと回答した。そして、同年五月一一日、一二日の連合 産労支部長と原告のY3次長との交渉を経て、同月一三日に、栗東工場の連合産労 組合事務所が返還された。もっとも、右返還については、同月一六日付けで連合産 労の上部団体が「組合事務所の明け渡しを強要!」と記載したビラを発行し、また、 同年六月には、連合産労の右支部長が更迭された。

2 また、原告と連合産労との間では、平成三年四月一二日付けで大津工場内の組合 事務所を同年六月一〇日限り返還する旨の協定が成立した。もっとも、右返還の履 行は遅延し、右履行期限後に明渡しが行われ、当該建物は間もなく解体された。

七 本件命令の発令

被告補助参加人は、原告を被申立人として、平成元年三月三〇日、滋賀県地方労働委員会に対して救済申立て(滋労委平成元年(不)第一号事件)をし、同地方労働委員会は、同年一二月二一日付けで、別紙一のとおりの初審命令を発した。

原告は、初審命令を不服として被告に再審査の申立て(中労委平成二年(不再)第 一号事件)をしたが、被告は、平成三年一一月六日付けで、別紙二のとおりの本件命 令を発し、本件命令書の写しは、同月二八日、原告に交付された。

第三 争点

本件の争点は、被告補助参加人に対する組合事務所の貸与拒否が不当労働行為に該当するか否かであり、これに関して、当事者らはそれぞれ次のように主張する。

一 被告の主張

被告の認定事実及び判断は本件命令書記載のとおりであり、本件命令に誤りはない。

- 二 原告の主張
 - 1 連帯労組栗東分会に対する組合事務所貸与について 原告が連帯労組栗東分会に対し組合事務所を貸与したのは、同労組の争議行為の 圧力に屈してやむなくしたことである。
 - (一) 本件命令は、四人で結成された連帯労組栗東分会に対し組合事務所を貸与していると指摘する。

しかしながら、組合員四人の労働組合に貸与したのであれば、組合員二人の労働組合にも貸与すべきであるという単純な議論は失当である。また、原告は、現に連帯労組に対し組合事務所の返還を申し入れている。

- (二) 原告は、もともと連帯労組に対し組合事務所を貸与する意思は全くなかったが、 同労組が組合事務所の貸与を要求して大津、栗東両工場で争議行為を展開したの で、争議行為による甚大な損害を回避するため、やむを得ず右要求の約半年後に 組合事務所貸与に踏み切ったのである。原告が組合事務所の貸与を最後まで拒絶 していれば、同労組の争議行為がいかなる展開をみせ、その結果、原告がいかな る状態に陥ったかは、昭和六二年八月以降現在まで続いている原告と同労組の紛 争の状況をみると明らかである。同労組に対する組合事務所の貸与は原告の失敗 であったかもしれないが、同労組の苛烈な争議行為という特殊事情を度外視して 四人に貸与したから二人にも貸与すべきであるという単純な議論は誤りである。
- 2 被告補助参加人大津分会の組合事務所の必要性について

組合員が二人である被告補助参加人大津分会には組合事務所は必要でない。

- 一 本件命令は、組合事務所の必要性は組合員の多少によるものではなく、会議、連絡等の組合活動の拠点として果たす役割の重要性によるものであるとしている。原告としても、「会議、連絡等の組合活動の拠点として果たす役割」が組合事務所の必要性の重要な部分を占めることを争うつもりはない。しかしながら、会議を行う場所、連絡を行う場所としての組合事務所の必要性は、組合員の多少によって大きく異なるはずであり、「組合員の多少によるものではない」という本件命令の判断は誤りである。
- (二) たとえば、組合員が一人の労働組合であれば、そもそも組合員相互間の会議や連絡ということはあり得ない。上部団体との打合せは必要であろうが、労使紛争時ならばともかく、そうでなければ春闘交渉、一時金交渉等の時期に限られるはずであり、常設の組合事務所を必要とするまでには至らないはずである。
- (三) また、複数の組合員を擁する労働組合であっても、二人や三人の場合と二○人や三○人の場合とは明らかに異なるはずである。組合員が二人や三人であれば、組合員の自宅や喫茶店、あるいは電話で打ち合わせることも十分可能である。また、連絡についても、二人、三人ならば、メモの手渡しや電話で可能であり、あるいは職場内で呼び止めて連絡することも可能であり、本件においては組合掲示板が既に貸与されているから、これを利用することも可能である。
- 四 さらに、労働組合の文書の保管の必要性ということもあろうが、これは必ずし も組合事務所がなくても、たとえば、組合あるいは分会長専用のロッカーの貸与 等の別の方法によって容易に実現できるはずである。
- 国 また、組合関係の文書、資料等の作成についても、多人数であれば、多数の者の意見を集約しながら文書等を作成したり、あるいは作成した文書等の内容について他の組合員の了解を求めるに際し、組合事務所が必要なことも考えられないではないが、本件のようにわずか二人の組合員では、そうしたことに組合事務所が必要であるとはいえない。
- 組合員数が少ない労働組合であっても、組合事務所があった方が便利であろう。しかし、もともと、組合活動の本拠、設備は、労働組合自身の努力によって達成、確保されるべきものであって、使用者から提供を受けるのが当然であるという発想は、それ自体労働組合の本質を放棄した考え方である。労働組合法は、使用者による労働組合に対する便宜供与を原則として不当労働行為として禁止しているのであり、組合事務所の貸与は、例外的に「最小限の広さ」という厳しい制限付きで認められているにすぎない。ことに、本件においては、現連帯労組員に組合事務所を奪われたというのが被告補助参加人の言い分なのであるから、まず、被告補助参加人自身で組合事務所を不法占拠者から取り返す努力をなすべきであり、このことをなさずに、原告に対し新たな組合事務所の貸与を要求し、これを原告が拒否したからといって不当労働行為であるというのは余りにも身勝手な主張である。このような論法によれば、労働組合が二つに分かれれば二つの、四つに分かれれば四つの組合事務所を貸与しなければ常に不当労働行為と指弾されることになる。本件の本質は、労働組合相互間の問題であるとさえいえる。組合が分裂

し、組合事務所の取合いになり、取りはぐれた方が使用者に対し新たに組合事務所の貸与を求めているのである。しかも、取りはぐれた組合は、組合員数が従前から一人であり、その後ようやく二人になったにすぎない。本件命令のように考えるならば、労働組合から、一人、二人の組合員が脱退して別組合を結成すれば、使用者はこの新組合に対して直ちに組合事務所を貸与しなければならないということになろう。そのような結論が不合理であることは明らかである。

3 他の組合からの組合事務所の返還について

原告は、連合産労からすべての組合事務所の返還を受け、連帯労組に対しては組合事務所の返還を要求している。

- 一 連合産労組合事務所の返還について
 - (1) 本件命令は、連合産労の栗東工場の組合員が一人になった後も、二年半にわたり組合事務所を貸与してきた事実があると指摘する。

しかしながら、新たに組合事務所を貸与するか否かという問題と既に貸与している組合事務所を返還させるという問題とでは、次元が異なる。組合員数が減少し、客観的に組合事務所の必要性が消滅したからといって、既に労働組合に貸与してある組合事務所については、組合側も容易に返還に応ずるはずはなく、かといって、実力行使や強制執行等の手段に訴えることは、労使関係を配慮すれば決して好ましいことではない。したがって、使用者としては、粘り強く労働組合を説得していくほかない。本件命令は、原告が連合産労栗東事務所の明渡要求に熱意がなく、いたずらに放置しておいたかのように認定するが、そうではない。

(2) 本件命令は、連合産労栗東事務所の返還が本件救済申立てにかかる被告補助参加人の主張に対抗するためのものであると決めつけている。

しかし、わずか二人の組合員しかいない被告補助参加人大津分会から組合事務所の貸与を求められ、さらに、その救済申立てがなされた以上、原告が連合産労栗東事務所の返還問題について早急にけじめをつけようと考えることは当然のことであり、何ら非難されるべきいわれはない。しかも、原告は、既に昭和六一年九月の時点で、連合産労に対し栗東事務所の返還を申し入れていたのであって、本件救済申立てを受けて初めて栗東事務所の返還を思い付いたというものではない。その実現が遅延したのは、もっぱら同産労側の対応にかかる問題である。

(3) 原告の関連会社である洛北レミコン株式会社(以下、「洛北レミコン」という。) 洛北工場内の連合産労の組合事務所は、平成二年一二月三一日限りで同社に返還された。また、原告と同産労との間では、平成三年四月一二日付けで、原告大津工場内の同産労の組合事務所を同年六月一〇日限り返還する旨の協定が成立し、その後、履行された。同産労大津事務所の明渡しの履行時期が協定書記載の期限より遅延した理由は、本件命令発令とは関係がない。救済命令取消訴訟における適法性判断の基準時は、処分時ではなく、取消請求訴訟の口頭弁論期日終結時と解すべきであるが、同産労大津事務所の返還は本件命令の発令前のことであるから、いずれの見解によっても、これが返還済みであること

は考慮されるべきである。

- (4) なお、右事務所があった建物の敷地は第三者から賃借している土地であり、原告と賃貸人との間のトラブルが長期化したため、借地内の建物の撤去工事に着手するのが遅延したにすぎない。さらに、建物を解体したのは、無用になった建物を撤去して手狭になった駐車場を拡張するためである。また、卓球室の改造費用は一三二万九七八五円であり、これが二〇〇万ないし三〇〇万円であるとする被告補助参加人の指摘は事実に相違する。
- (5) 以上によって、連合産労は、組合員数が八人の灰孝支部(大津工場七人、栗東工場一人)も、組合員数が五人の洛北支部も、すべての組合事務所を返還したのである。
- □ 連帯労組織合事務所の返還について

組合員数が大津分会一六人(懲戒解雇し係争中の者六人を含む。)、栗東分会四人、洛北分会七人(懲戒解雇し係争中の者二人を含む。)である連帯労組に対しては、大津、栗東両工場内の組合事務所の返還を要求したが、同労組との労使紛争が昭和六二年以来長期化しており、返還は実現していない。洛北工場内の組合事務所についても同様の状況にある。

そして、原告は、同労組の組合事務所の問題を将来にわたって放置する考えではない。平成三年一〇月以降京都地方裁判所で行われている全面的和解交渉において、原告及び洛北レミコンは、同労組に対して、全分会員の退職と同労組の灰孝グループからの撤退を明確に要求している。同労組は、右要求を拒否しているが、原告としては、同労組との問題について、組合事務所の返還の可否というようなレベルでは考えていない。その結果として、原告は同労組に対し組合事務所の返還を要求していないが、それは、組合事務所を放置する趣ではなく、同労組が撤退することにより、組合事務所の問題は必然的に解決すると考えているからである。

- (三) 以上のような状況のもとで、社内の最少数組合である被告補助参加人大津分会に対してのみ、新たに組合事務所を貸与すれば、他のより多数の組合員を擁する労働組合に対して不合理かつ不公平な取扱いをしていることになり、他の組合との関係で不当労働行為を構成することは明白であり、原告としてはそのような措置をとることはできない。そして、本件命令が維持されれば、命令及び判決による不当労働行為の強制という問題が生ずる。
- 4 他組合との差別意思について

原告には、被告補助参加人を他の組合と差別する意思はない。

- 一 前記のとおり、原告は、被告補助参加人大津分会より組合員数の多い連合産労、 連帯労組のいずれに対しても、組合事務所の明渡しを求め、連合産労からはその 返還を受けているのであり、被告補助参加人大津分会と他の組合とを差別しよう などというつもりは全くない。
- 二 原告及び洛北レミコンは灰孝グループにおける労使関係の将来像を見据えた上で、高度の政治判断に立って、敢えて、組合事務所の返還を労働組合に求めた。 原告及び洛北レミコンは、多くの犠牲の上に得た貴重な教訓に基づき、労働組合

にとって必要性の少ない、もしくはそれが低下した組合事務所、あるいは、その利用が適正、合理的に行われていない組合事務所については、企業内にあるべきではないとの明確な認識に至っている。そして、その理念を貫くためには、被告補助参加人も連合産労も連帯労組も何ら区別するつもりはない。仮に、原告が連合産労を優遇し、被告補助参加人を差別しようというのであれば、敢えて連合産労に既存の組合事務所の返還までも強く求めるはずはない。また、連合産労からの組合事務所の返還が実現したのは、同産労の労働組合としての姿勢が弱かったためというより、原告側の決意の強固さの結果であり、それが同産労の譲歩と和解を引き出したというべきであろう。

三 被告補助参加人の主張

1 連帯労組栗東分会に対する組合事務所貸与について

原告の連帯労組栗東分会に対する組合事務所貸与は、同労組の争議行為のためではない。

すなわち、原告が同分会に組合事務所を貸与したのは昭和六二年二月のことであるが、原告に対する同労組の争議行為が激しくなったのは、原告自身の主張によっても明らかなとおり、同年八月以降のことであって、争議行為と組合事務所貸与とは関係がない。争議行為による損害を回避するためにやむなく同分会に組合事務所を貸与したとの原告の主張は虚偽である。

2 被告補助参加人大津分会の組合事務所の必要性について 組合員数が二人であっても組合事務所は必要である。

すなわち、原告は、労働組合活動が春闘交渉、一時金交渉等に限られるかのような発想に立って、会議や連絡についての組合事務所の必要性を論議しているが、組合事務所は組合活動の拠点として日常的に必要である。とりわけ、被告補助参加人の場合、生コン労働者の置かれている状況を踏まえ、情勢に応じて原告と切り結び、組合員以外の労働者に対する啓蒙等の日常的な活動を行っている。しかも、原告は、文書による警告等を好み、次々と組合攻撃を仕掛けてきており、被告補助参加人としては、日常的に機敏に対応することが必要である。原告との文書の応酬を喫茶店で作成したり、立ち話で打ち合わせたりすればよいなどという原告の主張は論外である。

- 3 他組合に対する組合事務所の返還要求について 連合産労の栗東事務所の返還等は被告補助参加人の主張に対抗するためのものに すぎず、連帯労組に対しては返還要求すらしていない。
 - 原告は、連合産労の栗東事務所の返還について、使用者としては粘り強く労働組合を説得していくほかないなどと主張するが、栗東工場の同組合員が一人になった後、二年半の間、その主張のような説得をした形跡は全くなく、同事務所の明渡しについての熱意はおよそなかった。文書による申入れや警告をしばしば発している原告が、同産労に対して、この期間何らの働き掛けをしていないことは注目されるべきである。

右栗東事務所の返還は、初審命令、本件命令が重ねて認定しているとおり、被告補助参加人の主張に対抗するためのものである。

- □ 連合産労大津事務所や洛北レミコンにおける事情等に関する原告の主張 3 (→(3) は、本件命令の適否とは関係がない。原告が同産労から組合事務所を事後的に返還させたとしても、このことによって本件命令の正当性はいささかも損なわれない。
 - (1) 連合産労大津事務所の返還に関する原告主張の協定書において組合事務所明 渡期限とされたのは平成三年六月一〇日であったが、同産労が大津事務所から 荷物を搬出したのは、本件命令が発令された後、これが原告に交付された当日 である。そして、原告は、女子更衣室を準備するために平成四年一月下旬に卓 球室を改造し始め、同年二月には、同産労事務所のあった建物の一階にあるプラント資材を移動し、同年三月には、二階(同産労の事務所の隣り)に女子更 衣室があったこの建物自体を解体した。右プラント資材の保管と右女子更衣室 設置のための卓球室の改造工事に要した費用は二〇〇万ないし三〇〇万円に及ぶと思われる。この経緯からみて、原告と同産労との間では、初審の組合事務 所貸与の命令を被告が維持した場合に右協定書どおりにすることを確認していたことが推測できる。このような異様な対応は、本件訴訟に対する対策として行われたものと解される。なお、これまで、原告は、被告補助参加人に組合事務所の貸与を拒否する理由として、場所と金がないとも主張していたが、右建物の跡は空き地になっているし、卓球室の改造に多額の費用をかけており、原告の弁解は理由がないことが益々明らかである。
 - (2) 原告は、連合産労の大津事務所の返還が遅延した理由として、敷地の賃貸人とのトラブルがあったと主張するが、これは組合事務所の返還遅延とは関係のないことである。すなわち、原告は、残コン処理機を現在の残コン置き場に設置することを計画し、平成三年三月ころから工事を開始したが、基礎がほぼ完成した時点で地主からのクレームを受けて、同年四月ころ工事を中止した。しかし、同年五月ないし六月ころ、設置場所が洗車場と沈殿漕の間に変更され、そこに新たに工事が開始され、同年八月にはその工事がほぼ完成した。この経緯からしても、本件命令発令前に問題は解決しているから、地主とのトラブルなるものは組合事務所明渡しの履行が遅れたことの説明にはならない。
 - (3) また、原告は、建物の解体は手狭になった駐車場の拡張のためであると主張するが、こじつけであることは明らかであり、同建物解体によって確保された駐車スペースはわずか二台分であり、周囲の駐車位置関係から車の出し入れは困難であり、ほとんど利用されていない状況にある。また、駐車場の手狭をいうのであれば、自家用車駐車場にスクラップ同然の大型ショベルカーが数年間放置されているのは不可解である。
- (三) 原告は、連帯労組に対し、組合事務所の返還を要求済であると主張しているが、 労働委員会において原告側の証人自身が大津、栗東両工場内の組合事務所の返還 を求めたことが一度もないのを認めているのであり、原告の主張は虚偽である。

第四 争点に対する判断

一 労働組合による企業の物的設備の利用関係は、もともと、使用者との自主的な団体 交渉等によって決せられるべき問題であり、使用者が労働組合に対し、当然に企業設

備の一部を組合事務所として貸与すべき義務を負うものではない。しかし、同一企業内に複数の労働組合が併存している場合には、その性格、傾向や運動路線等のいかんによって、そのうちの一つの労働組合をより好ましいものとしてその組織の強化を助けたり、他の一つの労働組合は好ましくないものとしてその弱体化を図るような行為をしたりすることは許されず、使用者が右のような意図に基づいて差別を行い、一つの労働組合に対して不利益な取扱いをすることは支配介入に該るというべきである。このことは組合事務所の貸与についても同然であって、使用者が、一つの労働組合に対しては組合事務所を貸与する一方、他の労働組合に対してはその貸与を拒否することは、そのような異なった取扱いをすることについての合理的理由が存在しない限り、貸与を拒否する労働組合に対し、その活動力を低下させその弱体化を図ろうとする意図を推認させるものとして、労働組合法七条三号の不当労働行為に該当するものと解するのが相当である。

そして、右の合理的理由の有無の判断に際しては、当該貸与拒否に際して示された 理由そのものだけではなく、貸与拒否に至る交渉の経緯、貸与拒否が当該組合に対し て及ぼす影響、企業施設の状況、なかんずく組合事務所を提供する余裕の有無、程度、 他の組合に対する貸与の経緯、それが返還に至っているときはその交渉の経緯や条件 の有無、内容、その他当該組合に対する使用者の態度等、諸般の事情について総合的 に検討する必要があり、その上で、貸与拒否がひいては当該組合に対する活動力低下、 弱体化の意図を推認させるものといえるかという観点から右合理性の有無を考究しな ければならないものというべきである。

- 二 そこで、以上の見地から、被告補助参加人に対する組合事務所の貸与拒否が不当労働行為に該当するか否かについて検討を加える。
 - 1 組合事務所の貸与拒否に至る交渉の経緯と拒否の理由について
 - ⇒ 争いのない事実に証拠(乙第六ないし第一○、第五三、第五五、第五七号証、 弁論の全趣旨)を総合すると、次の事実が認められる。
 - (1) 前記のように、昭和五八年一〇月ころ以降、運輸一般労組組合と被告補助参加人とは、双方ともが全日本運輸一般労働組合関西地区生コン支部の正当な継承者であると主張して争い、被告補助参加人は、原告に対し、原告の責任で組合事務所等を取り返してほしい旨の文書を提出し、これに対し、原告は、あくまで労・労間の問題であるから当事者の間で解決してほしいと回答した。その後、昭和六〇年ころから、被告補助参加人組合員のX1から原告に対し、従来の組合事務所とは別に組合事務所を貸与してほしいという要求がなされたこともあったが、原告は、一人組合には貸与できないなどの理由でこれを拒否していた。
 - (2) 昭和六三年四月一一日付けで、被告補助参加人は、原告に対し、「1 組合事務所を貸与されること。2 組合掲示板を設置されること。3 構内作業員を配置されること。いずれも切実な要求でありますので速やかに団体交渉を設定され、解決されます様求めます。」と記載した要求書(乙第六号証)を提出した。同月一九日に団体交渉が開催され、原告側はY1部長が対応し、被告補助参加人の組合事務所貸与要求に対しては、一人組合には貸与できない、また、

金も場所もないとして貸与を拒否し、交渉は物別れに終わった。同年六月二七日にも、団体交渉が行われたが、結果は同様であった。続いて、被告補助参加人は、原告に対し、同年七月一六日までに文書で回答するよう求める同月一日付け要求書(乙第七号証)を提出し、その後、同月二一日に団体交渉が行われたりしたが、原告は、一人組合には貸与できない、場所もないし、金もないと主張して組合事務所貸与を拒否し、その後も、同様の態度を続けた。

(3) この間、被告補助参加人は、原告の場所がないという組合事務所貸与拒否の理由に対しては、大津工場敷地内の更衣室の一部、卓球室、倉庫というように具体的に場所を指摘したが、原告は、更衣室は従業員が利用しているからとして、卓球室は他組合の要求によって造ったものだからとして、倉庫はプラントの部品が入っているからとして、いずれも拒否した。一人組合という点については、栗東工場では、組合員一人の連合産労に対し貸与を続けているではないかという被告補助参加人側の主張に対して、原告は、それは近々返還させる予定だと主張していた。原告が組合事務所貸与拒否の理由としたところは、昭和六三年八月までは、一人組合には貸与できないという点も含まれていたが、同月初めにX2が加入してからは、場所も金もないという点が中心となった。以上の事実が認められる。

なお、初審審問において、Y1証人(乙第五七号証)は、当時、貸与拒否の理由として、一人組合であること、場所がないこと、金がないことを述べていたが、場所や金があっても貸すという趣旨ではなかった旨供述している。

(二) 右のように、原告が被告補助参加人に対し組合事務所貸与拒否の理由として示したところは、一人組合には貸与できない、場所も金もないということであったが、前記のような初審審問におけるY1証人の説明によれば、もともと場所や金があっても貸すという趣旨ではなかったというのであるから、これらの理由として述べられたことは、単なる方便で、貸与拒否の真実の理由ではなかったことを窺わせる。

なお、原告の主張に乙第二七ないし第三〇、第三一の一、二、第三二、第三三、第三四の一ないし三、第三五ないし第三七、第四一、第四八、第五七、第七三号証を参酌すると、原告がそもそも組合に対し組合事務所の貸与を拒否する実質的な理由は、連帯労組の各組合事務所の使用方法が不当とか、そこを根拠地として不当な活動を行っているとか、組合事務所を拠点とする苛烈な争議行為が継続されているとかが企業等に甚大な損害を及ぼしているとの考え方によっていると思われる。しかしながら、一方、乙第四一号証においては、連合産労の組合事務所の使用方法は妥当であった旨の指摘がなされている。他方、原告が問題とする連帯労組の組合事務所の使用方法の当否の点は措き、少なくとも、被告補助参加人について、組合事務所の貸与を認めると企業としての原告に不当な損失が生ずることを窺わせる証拠は存在しない。

- 2 原告の被告補助参加人に対する組合掲示板の貸与経緯等について
- 一 争いのない事実に証拠(乙第一ないし第四、第一一ないし第一四、第一七、第 一八、第二○号証の一ないし三八、第四二、第四五、第四六、第五三、第五七、

第五九、第六九、第七〇号証、弁論の全趣旨)を総合すると、次の事実が認められる。

(1) 原告は、他組合に対しては、それぞれ組合結成後すみやかに組合掲示板を貸与した。しかるに、原告は、被告補助参加人に対しては、組合掲示板に関しても、その貸与を命ずる本件初審命令が平成元年一二月に発令された後である平成二年二月まで、掲示文書の事前許可制等の条件に固執して容易に貸与しようとしなかった。

すなわち、原告は、昭和六三年に被告補助参加人から、本件組合事務所とともに組合掲示板の設置を要求された後、一旦、これを設置するかのような態度を示したものの、その後、同年一〇月一四日の被告補助参加人との団体交渉において、掲示文書の事前許可制を含む内容の協定書の締結を条件として提示し、これを受け入れない限り組合掲示板は貸与しないと主張した。原告が被告補助参加人に対し右のような協定書の締結を求めたのは、連帯労組が昭和六二年八月以降組合掲示板に原告を中傷誹謗するような内容の掲示物を掲示しているので、このようなことがないように規制する必要があると考えたことによるものであった。これに対し、被告補助参加人は、他の労働組合にも同様の貸与条件を求めているか否かの質問をして回答を留保し、その後同年一一月末ころ、原告の協定書案から許可制を除く代わりに「会社の信用失墜、個人の名誉毀損、職場の秩序紊乱を招く事項又は事実無根、その他これを歪曲した事項は掲示しない。」等の条項を盛り込んだ協定書案を提案したが、原告はこれに応じなかった。

こうした経緯を経て、被告補助参加人は、組合事務所と併せて組合掲示板の貸与を求めて平成元年三月三〇日、滋賀県地方労働委員会に対し救済の申立てをしたところ、同年四月一七日提出の原告の答弁書には、他の労働組合に対しても被告補助参加人に要求したのと同じ協定の締結を求めたと記載されている。しかし、実際に原告が他の組合に対し右と同じ内容の協定の締結を要求したのは、被告補助参加人が右救済申立書で原告が他の組合と締結していない協定案を示して組合掲示板貸与を拒否しているとの指摘をした後であり、前記答弁書提出の直前である同月一四日のことであった。しかも、右協定の要求に対して、一方、連合産労は内容に関する交渉も経ずにそのまま受け入れたが、他方、連帯労組はこれを拒否し、原告は、同労組に対しては右要求を記載した通知書を交付しただけで、それ以上は何らの対応もしていない。なお、原告は、本件初審命令後の平成二年二月二六日付けで、被告補助参加人との間で、掲示文書の事前届出制による組合掲示板に関する協定を締結して、その貸与をするようになった。

原告は、初審以来、組合掲示板に関する原告の右協定案は、連帯労組による原告中傷のビラの貼付等があったため、その必要性を痛感したものであると主張しているが、被告補助参加人がそのような問題のあるビラを作成、配布したり、宣伝行為をしたりした形跡はない。一方、原告は、右のような問題があるとする連帯労組との間で右協定書締結交渉はできるような状況にないと自認し

てきた。

- (2) また、昭和六三年八月、被告補助参加人大津分会にX2が加入し、同月二二日付けで、被告補助参加人からその旨の通知がなされると、原告は、右通知書を他の労働組合に対する申し入れ等の書面を掲示するのに使用していた食堂内の掲示板に掲示した。右以前には、このような取扱いがなされたことはなく、これに先立つ経緯として、かって、昭和五八年にX1と他の二〇人とが袂を分かった後、X1に対する様々ないやがらせ行為があり、これをX1が原告に訴え続けた経緯があったため、被告補助参加人は、右の掲出は連帯労組との間の確執を利用しようとする行為であると捉え、原告に対し、当該掲示板は同組合に貸与されたものと理解してよいかと質問する形で抗議した。これに対して、これらの書面を受領した当人であるY1部長は、新入のY2労務担当部長(他社の労務担当から移ってきた者である。)が原告の慣行を知らずに貼り出したものだなどという弁明をした。
- (3) さらに、昭和六三年の年末一時金についても、被告補助参加人から原告に対 し、前記組合掲示板に関する要求とともに一定の要求がなされていたが、原告 は、同年一二月初めに有額回答をするとともに、年次有給休暇による休務は実 労働日とみなさない旨の条項を含む「欠格控除」の項目を含んだ協定書案を提 示した。これに対し、被告補助参加人は、当初「欠格控除」全部につき反対し、 次に訂正を求める項目を減らして交渉に臨んだが、原告は、平成元年二月にな っても、年次有給休暇を取得した日を前記一時金算定の基礎から除外するとの 主張を譲らず、同年三月半ばを過ぎてようやく、所轄労働基準監督署の指導を 受け入れ、前記欠格控除項目案から年次有給休暇を削除し、同月二二日になっ て、昭和六三年度年末一時金を支給した。なお、その後同年四月、被告補助参 加人が、同組合員らに対する実際の支給平均額と連合産労組合員に対する支給 平均額とが異なることを問題にし、休日出勤等に対する振替休日の取得をしな かったことに対する報奨の加算支給は不当であるとして、差額の支給を求めた のに対し、原告は、締結された協定書には差額支給に関することは記載されて いないと主張して、協定上の記載を盾に被告補助参加人の要求を拒否するとい う経緯もあった。
- (4) さらに、原告は、平成元年四月にも、昭和六三年度福利厚生資金を一人二万円あて(すなわち、合計四万円)支払う義務を認めながら、「資金繰りができ次第支払う。」との原告の通知書の文言を盾に取って「資金繰りができるまでお待ち下さい。」と回答して、そのままにするなどの対応をとった。
- (5) 他にも、連帯労組に対しては月四回の組合休暇を、連合産労に対しては年一 二回の組合休暇を、それぞれ容認しており、被告補助参加人大津分会に対して これを認めていないのと異なる取扱いをしている。 以上の事実が認められる。
- (二) 右認定のような原告の被告補助参加人に対する対応は、他の組合と取扱いに差別を設ける姿勢を推認させるものといわざるを得ない。

すなわち、原告は、組合掲示板に関し被告補助参加人を差別する意図はなかっ

たと主張し、初審以来、組合掲示板に関する協定で事前許可制を定めようとした のは、連帯労組による原告に対する中傷のビラの貼付等により、その必要性を痛 感したためであると主張しているが、被告補助参加人がそのような問題のあるビ ラを作成、配布したり、宣伝行動をしたりした形跡はないのであり、また、その 問題があったとする連帯労組との間では、争議が継続しているため、右協定の締 結交渉ができる状況にないことを自認しているのであって、このような組合掲示 板貸与拒否に合理的理由があるとは解し得ない。また、X2の加入通知書の掲示 についても、これに先立つ経緯に照らせば、被告補助参加人と連帯労組との間の 確執を利用しようとする行為と捉えた被告補助参加人の理解には一応の根拠があ る一方、これに関するY1部長の弁明はにわかには首肯し難いところがある。さ らに、昭和六三年の年末一時金に関する前記の経緯は、遅くとも被告補助参加人 が協定書案の訂正を求める項目を絞り込み、他方、原告が労働基準監督署の指導 を受けた時点以降、相当な理由なくして支給を遅滞させたものということができ、 その後の原告の対応も少なくとも不誠実の批難を免れないであろう。そして、原 告が支払義務自体は自認していた合計わずか四万円の昭和六三年度福利厚生資金 を「資金繰りができ次第支払う。」との文言を盾に取って「資金繰りができるま でお待ち下さい。」などと回答して、そのままにする対応をとったことも、被告 補助参加人の弱体化を企図するものと評価されてもやむを得ないであろう。

3 原告の企業施設の状況について

(一) 証拠(甲第二、乙第二、第二六号証の八、第三一号証の一、二、第三八号証の一、第五七、第七三、丙第一ないし第一六号証、弁論の全趣旨)によると、次の事実が認められる。

原告大津工場の敷地は、かなり広大であり、公簿面積によっても概ね六四〇〇 平方メートルである。そして、同敷地内には、各種倉庫や卓球室等の建物が多数 存在した。

このうち、本件審問当時被告補助参加人が提案した倉庫は、五年間の保管義務のある配合表等の書類が雑然と置かれていた。これらの書類は、保管義務の経過した時点で廃棄されるようなことはなく、そのまま保管されていたのであり、初審申立て当時は倉庫前面に廃棄物が積み重ねられている状況であった。

また、原告との交渉過程で、被告補助参加人は、組合事務所候補地として大津工場敷地内の何箇所かの場所を具体的に指摘したが、原告は、更衣室の一部を区切ってはどうかという提案に対しては更衣室は従業員が使用しているからとして、卓球室との提案に対しては他組合の要求によって造ったものだからとして、倉庫との提案についてはプラントの部品が入っているからとして、いずれも拒否したことは前記認定のとおりである。しかし、その卓球室は、既に本件初審審問当時以来、ほとんど使用されていない状況にあったところ、その後、その用途は廃止されている。すなわち、右の更衣室、倉庫は、連合産労大津事務所のあった建物の解体に伴ってなくなり、他方、卓球室のあった建物が改造されて倉庫と女子更衣室になっている。

以上の事実が認められる。

- (二) 右事実によると、既存の建物の範囲内でも、被告補助参加人に組合事務所を提供することは可能であったものと解され、さらに、原告会社敷地の広さに鑑みると、連合産労大津事務所のあった建物が解体されるなどしたことを仮に考慮しても、また、原告の営業内容の特殊性から業務用の車両の置き場が必須であることを考慮してもなお、被告補助参加人に対して組合事務所を提供する余裕がないとは考えられない。
- 4 他の組合に対する貸与と返還の経緯等について
 - (一) 争いのない事実に証拠(乙第二一、第二七、第二八、第三三、第三四号証の一、 第三五、第三六、第三九号証、第四四号証の一ないし八、第五三、第五七、第五 九、第七三号証、弁論の全趣旨)を総合すると、次の事実が認められる。
 - (1) 連帯労組が原告に対し激しい闘争を展開するようになったのは、昭和六二年の春闘交渉が決裂した同年七月下旬ないし同年八月以降のことである。それ以前の同労組の栗東事務所貸与についての強い要求は、再審査審におけるY1証人の説明(乙第七三号証)によれば、「ストライキあるいはそれに近い状態」というにすぎず、具体的には、組合旗の掲揚、時間外勤務拒否程度のものであった。
 - (2) 原告は、昭和六一年九月一一日付けの文書及び同日の連合産労との団体交渉において、同月に栗東工場の組合員が一人になったので、大津工場内の組合事務所で足りるはずであるとして、栗東工場内の組合事務所の返還を求めた。これに対して、同産労は、同月二八日の団体交渉の席上、急に人数が減っても復帰者が出る可能性があるので暫く待ってほしいと要求し、原告は、これを受け入れることとした。

そのやり取りの経緯は次のようなものであった。

すなわち、原告は、組合員が一人になった以上返還してほしいと述べた後、組合事務所貸与の当初の動機につき、栗東工場における連合産労の組織を守るためにはどうしても組合事務所が必要であるとの強い要請があったことと日ごろから同産労の組合員らの原告に対する姿勢に評価できるところがあったため組合事務所を貸与したのであると説明し、さらに返還を求めた。これに対し、同産労は、組合事務所の存否は組織の根幹にかかわる問題であるから、その点を理解してほしいと主張し、原告はこれに理解を示した。そして、原告は、同産労側の全組合員が全力を挙げて原告に協力することを約束するので信頼してほしいという申し出を受け、これを信頼すると応じて、同産労の申し出を受け入れた。

(3) その後二年半の間、原告と連合産労との間で栗東工場内の組合事務所に関して交渉をしたことはなく、原告は、本件初審における組合側調査日の平成元年四月二五日の翌日である同月二六日に行われた春闘に関する同産労との団体交渉の席上、栗東工場の同組合員が一人になったままの状況では必要性がないものとして返還を求めると主張し、これに対し、同産労は、検討する時間を与えてほしいと回答した。そして、同年五月一一日、一二日の同産労支部長と原告のY3次長との交渉を経て、同支部長から組合事務所を返還するについては要

望事項があるので文書で提出する旨の申し出があり、原告は、返還が前提ならばできるだけ応ずる用意があると答えた。右要望なるものの内容がいかなるものであったかについては明らかでない。

そして、同月一三日、同産労支部は、原告に対し、栗東工場内の組合事務所 を返還した。

しかし、右返還については、返還直後の同月一六日付けで同産労の上部団体が「組合事務所の明け渡しを強要!」と記載したビラを発行した。右のビラには、「四月二六日交渉(第二回)以降連日にわたり支部長に対し、組合事務所の明け渡しを迫るなど、団交席上組合側の態度を無視した対応をしております。」と書かれており、「原告会社に対する同支部の取組みの問題点と支部体制の強化について指導することを決定した。」旨記載されている。そして、同年六月には、同支部長が更迭された。

(4) 原告は、連帯労組に対する関係では、同労組との間の激しい紛争があって、 同労組の拒否が当然予想されるため、組合事務所の返還を求めたことはない。 以上の事実が認められる。

初審審問においてY1証人(乙第五九号証)は、連合産労が右(3)のビラで原告を非難したのは、同産労の全事務所の返還を求められていると同産労が曲解したためであり、そこに記載されている組合事務所とは、大津、洛北の両事務所をも含む同産労の全事務所のことである旨供述するが、このことは当該ビラの記載自体に符合しない。

そして、組合事務所に関する同産労の従来からの言い分、同産労栗東事務所の同年四月二六日の明渡し要求から時日を経ずして右要求が実現した経緯、返還に際しての何らかの要望とこれに対する原告の理解ある態度等は、相互間の何らかの取引を窺わせないではない。原告及び洛北レミコンと同産労及び同支部との平成三年四月一二日付け「組合事務所明渡しに対する協定書」(甲第一号証)には、「組合事務所の明渡しの権限は、組合に有することを証し確認する」とか、「組合事務所明渡し後における組合活動の不都合については、・・・・誠意をもって窓口折衝する」とか、「職場秩序等の職場環境の改善の後に施設利用等の必要性が生じたと会社が判断したときは勘案する」などの条項があって、右協定上も、事務所明渡しが同産労の義務としてではなく、権限として約定されるという通常と異なる特別の規定になっているばかりでなく、同産労に生ずる不都合を前提としてこれについての交渉を約している。さらに、右にいう「職場秩序等の職場環境の改善」というのは、前掲各証拠に照らすと、原告が問題とする連帯労組との激しい労使紛争の解決を指しているものと解されるから、それが解決した後には組合事務所貸与を再検討することが予め約されているものといえる。

□ 原告は、連帯労組栗東分会に対する組合事務所貸与は、同労組の争議行為の圧力に屈したものである旨主張するが、右認定(1)のとおり、激しい争議となったは同労組に対する栗東事務所貸与の半年も後のことであって、原告の主張(1□)自体は、右貸与をしなければ激しい争議行為がなされたであろうという単なる事後的推測によるものにすぎない。

連合産労の組合員が一人となって原告が栗東事務所の返還を求めた時点で、同産労が組合事務所は組合の根幹にかかわる問題だと主張したのに対して原告が理解を示し、爾後二年半にわたって貸与継続を容認してきた経緯と同産労との前記のような内容の協定の締結は、被告補助参加人に対する貸与をあくまで拒否する姿勢と対比するとき、被告補助参加人を同産労と差別する姿勢を示しているものと推断するほかはない。

原告は、救済命令取消訴訟の違法判断の基準時を口頭弁論終結時とすべきであると主張するが、これは救済命令発令時と解すべきであり、同産労の大津事務所の返還の履行時期は、弁論の全趣旨によれば、本件命令発令後であると認められる。そして、同産労が原告との間で組合事務所返還に関する前記協定を締結したのは本件命令発令の前ではあるが、以上認定の経緯に照らすと、原告が同産労から栗東事務所の返還を受けたのは、本件係争に対する対策的措置であった面を否定することはできないのであって、同産労との差別状態が組合事務所に関して解消されてしまっているということはできない。

なお、原告は、新たに組合事務所を貸与することと既に貸与してある事務所を 返還させることとでは次元が異なり単純に比較することはできない旨主張すると ころ、一般論としては原告の主張にももっともな面があるものの、連合産労に対 するのと被告補助参加人に対するのとでは原告の態度に明らかな差異があったこ とは前示したとおりである。

- 5 本件貸与拒否が被告補助参加人大津分会に対して及ぼす影響等について
 - 一 争いのない事実に証拠(乙第二、第四、第六ないし第一二、第一四ないし第一六、第一九号証の一ないし九、第二○号証の一ないし三八、第二三、第二四、第四三、第五三、第五五、第五九、第七四号証、弁論の全趣旨)を総合すると、次の事実が認められる。
 - (1) 他の労働組合は、対原告の態度決定その他の場面で、各組合事務所を会議や打合せに使用していたばかりでなく、その組合員らは、日常休憩時間等に、自己の所属する組合の事務所を待機場所とすることが多い実状にあった。
 - (2) 被告補助参加人大津分会の分会員は本件命令当時二人であったものの、被告補助参加人全体としては本件初審審問終結当時で約一一〇〇人おり、原告との交渉等には、分会だけでなく、被告補助参加人として対応しており、上部組織の役員等との協議、検討をしたり打合せをしたりする必要があったが、その場所として、互に牽制し合う関係にある他組合の組合員の出入りする場所を避けると、駐車場や自家用車内などで打合せをしたりする必要も生じた。また、原告に対する要求は、春闘、一時金といった賃金要求のみに限られていたわけではなく、各種の労働条件改善要求にわたることもあった。
 - (3) 原告は、被告補助参加人には原告の業務用電話を貸すことはなく、被告補助 参加人としては、社内で電話をかけようとすれば他の労組員等もいる食堂の電 話器を使用するほかはなく、他人に聞かれるのを避ける必要のある場合には、 社外の公衆電話を利用する以外に方法がない状況にあった。

また、被告補助参加人大津分会に対する外部からの電話連絡は、原告の業務

用の電話(同運輸部の代表電話)になされており、原告が適宜これを取り次ぐことが原則となっていたものの、その場でのやり取りには制約があり、また、確実に取り次がれるかどうかについては保障がなかった。

原告は、他組合に対しては、電話機を設置し、しかも、その料金まで負担していたが、こうした電話に関する便宜供与そのものの点はともかくとしても、組合事務所があれば、自ら電話機を設置することも可能であるといえる。

- (4) 被告補助参加人大津分会は、本件命令当時既に結成後長年月を経過しており、 その間の資料はかなり膨大な量にのぼるばかりでなく、本件命令発令直近の原 告と同分会との間の応酬に際しては、かなりの数の、かつ、ときにはかなり長 文の文書が、相互に頻繁にやり取りされていた。同分会は、組合事務所がない ため、これらの文書や資料を分会員の自宅や自家用車内に置くほかはない状況 であった。また、原告側からの文書に対して速やかに文書による回答、反論等 を行おうとしても、自宅に戻ってから、文書作成に取り掛かるといった状況を 余儀なくされていた。
- (5) 原告会社の各組合の組合員数は、昭和五八年にX1を除く二〇人が運輸一般 労組灰孝小野田レミコン大津分会を結成したときを初めとして、その後も、連 合産労の栗東工場の組合員数が激減するなど、相当大きな変動を繰り返してき ている。
- (6) X1は、前記のようにして組合掲示板の貸与がなされた後、原告の他の従業員から、「労働組合というだけで何もしてないのではないかと思っていたが、 結構やっているんだなあ。」などと言われたことがある。以上の事実が認められる。

¥1証人(乙第五七号証)は、初審審問において、団体交渉に際しての打合せ等につき被告補助参加人から待機室や更衣室を貸してほしいという申し入れがあったときは了解していたと供述する。しかしながら、同証人の供述(乙第五九号証)によっても、待機室というのは食堂を兼ねた部屋のことであり、その隣にある畳の部屋には連帯労組の組合員らが休憩時間中常時いて、右部屋にも出入りしている状況にあり、また、更衣室というのは、組合に加入していない従業員らが休憩時間に休憩している場所だというのであり、いずれも他の組合の組合員や非組合員らが自由に出入りできる状況にあって、これらを被告補助参加人に貸与することの了解をしていたといっても、利益性において組合事務所と比較にならないことは明らかである。

(二) 右認定の事実に基づいて被告補助参加人にとっての組合事務所の必要性について考察する。

原告は、本件初審審問の最終準備書面(乙第四号証)において、組合事務所の貸与に関しては必要性が認められた場合には適宜貸与してきたと主張するものの、その必要性の有無は形式的な人数によって判断し、組合内部の個別的事情については関知しないという。しかし、ここにおいて検討すべき組合事務所の必要性いかんは単に形式的な人数だけを要素として判断すべきものではなく、当該組合の置かれている具体的状況のいかんを総合的に検討する必要があるものというべき

である。

このような見地からいうと、本件においては、被告補助参加人大津分会は、他の労働組合と異なり、対原告の態度決定その他の場面で場合によって上部組織の役員等を含めた会議や打合せに使用する独立した場所の提供を受けず、また、上部組織を含む外部と電話連絡等にも不便を来し、かなり多量な文書や資料の保管、整理の場所にも不足し、必要に応じて原告と文書による応酬をしようとしても、X1らが自宅に戻ってから文書作成に取り掛かるといった状況を余儀なくされていたのであるから、組合事務所の貸与をひとり被告補助参加人のみが拒否されていたことによる不便、不都合は他の組合と比較して軽視し得ないものというべきである。

原告は、本件命令当時の分会員数が二人である点を強調して、被告補助参加人 大津分会には組合事務所の必要性がないと主張するが、およそ一般的にいっても、 労働組合の組合員数は流動的であるといえるばかりでなく、とりわけ原告の各組 合の組合員数はかなり大きな変動を繰り返してきているのであって、原告におけ る各組合の組合員数は流動的な傾向がみられる。こうした組合員数の変動には、 組合事務所を基盤とする教宣活動の効果等が推認されるのみならず、他の組合員 らが、日常、自己の所属する組合事務所で休憩したりしている実態や原告従業員 のX1に対する前記のような発言等に照らすと、組合事務所を有することとこれ を有しないこととの格差には組合員数の多少に及ぼす影響も無視し得ないものが あると解される。さらに、原告は、春闘、一時金などの団体交渉時には臨時に被 告補助参加人に待機室、更衣室を貸与しており、平時の会議や打ち合せは二人の 組合員しかいないから自宅や喫茶店でもできるとか、文書を保管する場所であれ ばロッカー貸与の方法もあるなどと主張するが、会議などの必要性は春闘や一時 金交渉時に限られるわけではなく、各種の労働条件改善要求や教宣活動等の面に も同様に認められるし、原告がその主張のような文書保管のための場所の提供を 組合事務所貸与の要望に対する対案として申し出た形跡は全くない。

してみれば、被告補助参加人分会の組合員数が二人であったことによって組合 事務所の必要性がないということはできない。

6 以上検討したところによると、原告は、他の組合に対しては、結成後間もなく組合掲示板、組合事務所を貸与する一方、被告補助参加人に対しては、いずれをも拒否し続け、とくに組合事務所については貸与拒否の理由として組合員数が少ないこと、場所や金がないことを挙げながら、実は後二者は貸与を拒否するための方便にすぎなかったとの批判を否定することができないのであり、この間の交渉等における原告の態度も不誠実の謗りを免れないもので、被告補助参加人に対する差別の意思を推認させるものであり、そのため、被告補助参加人としては軽視し得ない不都合を来していたものということができる。

原告としては、本件組合事務所貸与の要求が頻繁に主張されるようになった当時は、現在も継続している連帯労組との労使紛争が激化し、これに対する対策に追われており、同労組との関係で被告補助参加人を差別する意思はなかったというごとくである。なるほど、同労組に対する原告の現在の姿勢からみて、原告が同労組を

好ましいものとしてとくに被告補助参加人以上に優遇しようとした意図はないのかもしれない。しかしながら、同労組との関係でも、組合事務所の貸与の有無という客観的差異があったことは厳然たる事実であり、さらに、原告は、前示のような多数の点で、連合産労と比べて被告補助参加人に対する取扱いに差異を設けており、同産労との関係でいえば、原告が同産労を優遇し、これに対して被告補助参加人を差別する取扱いをしてきたことは明白である。

原告は、同産労から全組合事務所の返還を受けたことを前提として、社内の最少数組合である被告補助参加人大津分会に対してのみ新たに組合事務所を貸与すれば同産労に対して不合理かつ不公平な取扱いをしていることになり、本件命令が維持されると、命令及び判決による不当労働行為の強制という問題が生ずる旨主張するが、本件命令発令の段階ではいまだ右返還は実現していなかったのであるから、原告の右主張は前提において失当であるのみならず、同産労による組合事務所の返還が本件係争に対する対策的措置であった面を否定することができないことからすると、原告の右主張はいずれにせよ理由がない。

また、原告は、使用者による便宜供与は法律上例外的に許容されているにすぎず、 本件で組合事務所貸与拒否を不当労働行為とするならば、既存の労働組合から一人、 二人の組合員が脱退して別組合を結成したときには使用者は直ちに組合事務所を貸 与しなければならないという結論になってしまい不当である旨主張するが、組合事 務所貸与拒否が不当労働行為となるかどうかは、個々の具体的事例において当該貸 与拒否につき合理的理由があるかどうかによって決せられることであるから、一律 に原告のいうような結果となるおそれが生ずるとはいえない。

三 以上検討した諸般の事情を総合すると、被告補助参加人の組合員数が本件命令当時 二人であったことを考慮しても、本件組合事務所貸与拒否に合理的理由があるという ことは困難であり、それは、被告補助参加人の活動力を低下させ、その弱体化を図ろ うとする意図に基づくものと推認せざるを得ない。

よって、本件命令は適法である。

東京地方裁判所民事第一九部

(別紙略)